

## 和寒町指定介護予防支援事業所運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、和寒町が開設する和寒町指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援及び和寒町介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業(以下「指定介護予防支援等」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援等を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所の担当職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 指定介護予防支援等の実施に当たっては、町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立な業務に務めるものとする。

3 指定介護予防支援等の提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 指定介護予防支援等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 和寒町地域包括支援センター

(2) 所在地 上川郡和寒町字西町111番地(和寒町保健福祉センター内)

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理、指定介護予防支援等の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに職員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 担当職員 1名以上

担当職員は、介護予防サービス計画の作成及び指定介護予防サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 和寒町の休日を定める条例(平成2年条例第29号)に定める休日を除いた日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援等の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者及び家族等からの相談に対応する。

- (2) 課題分析

利用者に対する介護の目標を明確にし、適切な介護予防サービス計画作成のため、課題分析を行う。

- (3) 介護予防サービス計画の作成

利用者の心身又は家族の状況等に応じ、在宅においてできるだけ快適な状態で日常生活を営まれるよう、必要なサービスを適切に利用できるよう作成する。

なお、作成した介護予防サービス計画については、利用者又はその家族に対し十分な説明を行い、文書により利用者の同意を得るものとする。

- (4) サービス担当者会議

担当職員は、介護予防サービス計画作成にあたり、利用者へ提供するサービス担当者等を招集し、専門的な見地から意見を求めるため、サービス担当者会議を開催する。会議は、要支援認定の更新又は変更があった場合も、同様とする。

- (5) 居宅訪問及びモニタリングの実施

介護予防サービス計画作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、介護予防サービス計画の実施状況等を把握するとともに、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(利用料等)

第7条 指定介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)又は和寒町介護予防・日常生活総合支援事業の実施に関する規則(平成29年規則第8号)によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定介護予防支援等の実施地域は、和寒町の区域とする。

(虐待の防止のために講ずる措置)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知
- (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 担当職員に対する定期的な研修の実施
  - (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置
  - (5) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所担当職員または介護予防サービス事業者、及び養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを和寒町に通報するものとする。

（身体拘束）

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業所は、担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者は、その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 事業所は、適切な指定介護予防支援等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。